

## 小菅村自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

### (目的)

第 1 条 この告示は、自転車用ヘルメットの購入費を補助することにより、自転車利用者ヘルメットの購入を促進するとともに着用の推進を図り、もって交通安全に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この告示において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車
- (2) 自転車用ヘルメット、自転車に乗車する際に着用するために販売されているヘルメットであって下記規格の基準を満たしていることを証明する各マークが貼り付けられているもの

SG マーク：一般財団法人製品安全協会による安全基準に適合することの認証

JCF マーク：公益財団法人日本自転車競技連盟による安全基準に適合することの認証

CE マーク：欧州連合の欧州委員会による安全基準に適合することの認証

GS マーク：ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することの認証

CPSC マーク：米国消費者製品安全委員会による安全基準に適合することの認証

### (補助金の交付対象)

第 3 条 補助対象者は次の条件をみたすものとする。

- 1 村内に住所を有し、村県民税および使用料に滞納がない自転車用ヘルメットを購入しようとする者又はその保護者  
但し、特別な事情があり滞納している場合は村長の判断で対象とする
- 2 当補助金事業について 16 歳以上は 3 年以内および 16 歳以下は 2 年以内に申請をしていないこと
- 3 購入するヘルメットが新品でなおかつ領収書の発行ができる販売店で購入すること。
- 4 1 申請に対して 1 個のヘルメットであること（ただし保護者が子供用ヘルメットを申請する際は子供の 1 人に対して 1 個とする）
- 5 ヘルメットの購入が当要綱告示日以降であるもの

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、1個のヘルメットに対して購入に要する費用の2分の1  
(限度額2,000円とする)。

なお10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、当要綱を熟読の上、自転車用ヘルメットを  
購入し、小菅村自転車ヘルメット購入費補助金交付申請書(様式第1号)またはそ  
れに準じた電子申請で村長に申請し補助額を請求するものとする。なおその際、領  
収書および第2条(2)で明示しているマークが添付されていることを確認できる  
画像を書面または電子にて添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と  
認めるときは、小菅村自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書(様式第2  
号)またはそれに準ずる電子媒体にて当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 村長は第5条の決定通知送付後、速やかに当該決定者に対して補助金を交付す  
るものとする。

(補助金の返還)

第8条 村長は、虚偽の申請又は請求その他不正の手段により補助金の交付を受けたもの  
に対し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

付 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。